令和6年（2024年）　　月　　日

**第15回 DSANJ Digital Bio Conference 2025参加にあたっての確認書**

私は以下の内容を了解し、第15回 DSANJ Digital Bio Conference 2025（以下「本会議」とします）に参加します。

※□はチェック（☑）をお願いいたします。

　DSANJ運営規約を確認し、同規約上のアカウントホルダーとして本会議に参加することを確認しました。

　私は、本会議に提供する資料（以下「提案資料とします。）に秘密情報を含めないことを確認しました。

　私は、本会議において、秘密情報を開示しないことを確認しました。

　私は、本会議がDigital Conference（Zoom Meetingを利用したweb会議）であることを認識し、本会議の参加者が本会議の内容を録画あるいは録音可能な環境であることを確認しました。

　私は、DSANJ様式１、２、３、４、5の情報および本会議の内容を、本会議運営事務局が主催者（日本医療研究開発機構、日本製薬工業協会、大阪商工会議所）および参加企業と共有する場合があることを確認しました。

　私は、本会議の結果（企業からのフィードバック）を面談企業各社からではなく、運営事務局から　受領することを確認しました。

　本会議の参加にあたって費用は発生せず、また、参加製薬企業との連携（共同研究等）に至った際にも成功報酬は一切発生しないことを確認しました。

ご署名

※自署の上スキャンデータをPDFにてご提出をお願いいたします。

※本確認書ご提出の対象は、研究に関与されている方（特許出願の際、発明者に記載される方）となります。

　本確認書のご提出は、秘密情報を開示していないことをDSANJが第三者として証明することを目的としております。

創薬シーズ・基盤技術アライアンスネットワーク運営規約　抜粋

第２条７項

「アカウントホルダー」とは、第５条に従ってアカウントを得た者をいい、その詳細は同条に定める。

第５条３項

アカウントホルダー資格を得た者はサイトにおいて以下のサービスを受けることができる。

(1) サイト登録案件を管理者に紹介すること。但し、その紹介にあたり提供する情報は全て秘密でないものとし、

かつ、管理者の指定する方法にて受け渡しを行うものとする。

(2) サイト掲載案件を構成する情報（データ、テキスト等）を管理者に提供すること。

(3) 管理者が主催する商談会に参加すること。

(4) 第６条に定めるサイトに掲載された募集案件に対して創薬シーズ・基盤技術等を提案すること。

第６条１項

サイト掲載案件は、全て秘密でない情報で構成されるものとする。

第７条１項

商談会は、全て秘密でない情報が交換される会であることを、メンバーユーザー、アカウントホルダーは確認する。

第７条２項

前項の規定に伴い、万一に商談会で交換された情報に関して係争、紛争あるいはそれに類する事故等が発生した

場合であっても、管理者及び運営協力者は一切責任を負わず、またメンバーユーザー、アカウントホルダーも、

何らの責任を負わないことを確認する。

第１２条1項

サイト掲載案件及びサイト登録案件の提供情報は、ネット上に開示されるものであり、その内容は広く一般に

公開されることから、管理者の守秘義務の対象ではない。